

次のとおり公共測量を実施するので測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年8月1日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
伊豆の国市
- 2 作業の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 3 作業期間
令和7年8月1日から令和7年9月30日まで
- 4 作業地域
伊豆の国市板橋・長者原地内